

## **[事案 2022-128] 配当金支払請求**

・令和5年2月28日 裁定終了

### **<事案の概要>**

設計書に記載された配当金額の支払いを求めて、申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成5年2月に契約した終身保険について、以下等の理由により、設計書に記載された配当金額を支払ってほしい。

- (1)設計書に記載されている配当金額より実際の受取額が大幅に少なかった。
- (2)契約時、募集人から配当金の変動する旨の説明を受けていない。
- (3)配当金の状況について、集金の際に説明する機会があったにもかかわらず、何も説明がなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)配当金は、決算において剰余金が出たときに定められた方法で計算した社員配当金が割り当てられるため、契約時点で将来の配当金の金額が確定的に定まっているものではない。
- (2)設計書には、「配当金は変動（増減）します」と記載されており、記載された配当金額の支払いを約束しているわけではない。
- (3)配当金の状況や契約内容を確認できるよう、年1回、契約内容通知文書を送付している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、設計書に記載された配当金額の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。